

## 産婦健康診査・1か月児健康診査費用助成事業のお知らせ

産後は、ホルモンバランスの変化に加え、赤ちゃん中心の生活になると環境も変化し、心身ともに体調を崩しやすい時期です。三川町では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として、産後2週間及び産後1か月の産婦を対象に、産婦健診に費用の一部を助成します。また、赤ちゃんの早期発見・早期治療とすこやかな成長や子育てを支援するため、1か月児健診の費用の一部助成を行います。

|        | 産婦健康診査                                                               | 1 か月児健康診査                                                    |                     |
|--------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------|
| 対 象 者  | 三川町に住所があり令和 7 年 4 月 1 日以降に出産した方                                      | 三川町に住所があり令和 7 年 4 月 1 日以降に生まれたお子さん                           |                     |
| 助 成 額  | 1 回につき上限 3,000 円                                                     | 上限 4,000 円                                                   |                     |
| 助成回数   | 産婦 1 人につき 2 回（2 週間、1 か月頃）                                            | お子さん 1 人 1 回                                                 |                     |
| 使用方法   | 産婦健診時に「産婦健康診査受診票（2 週間及び 1 か月頃）」を医療機関に提出。自己負担は健診費から助成額を引いた額をお支払いください。 | 1 か月児健診時に「1 か月児健康診査受診票」を医療機関に提出。自己負担は健診費から助成額を引いた額をお支払いください。 |                     |
| 指定医療機関 | 医療機関名                                                                | 住所                                                           | 電話番号                |
|        | 鶴岡市立荘内病院                                                             | 鶴岡市泉町 4－2 0                                                  | 0 2 3 5－2 6－5 1 1 1 |
|        | 産婦人科 小児科 三井病院                                                        | 鶴岡市美咲町 2 8－1                                                 | 0 2 3 5－2 2－3 2 9 0 |
|        | 日本海総合病院                                                              | 酒田市あきほ町 3 0 番地                                               | 0 2 3 4－2 6－2 0 0 1 |
|        | いちごレディースクリニック                                                        | 酒田市ゆたか 2 丁目 7－4                                              | 0 2 3 4－4 3－6 7 3 1 |

※指定医療機関以外で検査を受ける場合も申請により助成の対象となります。詳しくは下記をごらんください。

### 指定医療機関以外で検査を受ける方へ

- ・里帰り出産などで、県外等でご出産され検査を受ける場合も産婦健康診査は3,000円、1か月児健康診査は4,000円を上限に償還払いを行います。
- ・妊産婦健康診査等費用助成交付申請書に、次の書類を添えて受診日の翌月初日から起算して6か月以内に提出してください。申請期間を過ぎると助成を受けられませんのでご注意ください。

#### 【提出書類】

- (1) 債権者登録(変更)申請書
- (2) 医療機関が発行する健診に要した費用に係る領収書または明細書
- (3) 医師の署名・押印がある産婦健康診査受診票（2週間健診、1か月健診）、1か月児健康診査受診票
- (4) 受診の記録が記載された母子健康手帳の写し

問い合わせ先／三川町母子健康包括支援センター（三川町役場 健康福祉課 健康係）

☎997-1301 山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85

Tel：0235-35-7033（直通） Fax：0235-66-3139

mail：[kenkou@town.mikawa.yamagata.jp](mailto:kenkou@town.mikawa.yamagata.jp)

